

農薬の使い方は大丈夫？
農薬の適正使用の徹底

本年度、保健所が検査した岡山県産の農作物から食品衛生法の基準値を超えた残留農薬が検出され、農薬がその作物に適用しないものである事例が発生しました。

農家の皆さんは、正しい農薬の使用がなされているか再度確認をお願いします。
※注意点は次のとおりです。
①周辺の農作物に農薬が飛散しないよう十分配慮する。
②農薬使用時は必ずラベルの記載事項を読み、適用農作物等の使用基準を確認する。
③農薬の使用日、場所、作物、農薬の種類や量を記帳する。
④農薬の使用前には、防除器具が十分に洗浄されているか確認し、使用後はタンクやホース等に散布液が残らないよう十分洗浄する。
⑤住宅地周辺や養蜂が行われている地域では、周辺住民や関係者へ農薬使用について情報提供を事前に行い、農薬が飛散・流出することがないよう十分な対策を講じる。
⑥残農薬の処理については、関係法令を遵守し適正に行い、河川等への廃棄を行わない。

農地転用とは、田や畑を住宅・駐車場用地など、耕作目的以外の用途に変更することです。
農地は農地法で守られており、農地を転用する場合は、事前に許可を受ける必要があります。許可を受けずに転用を行うと農地法違反となり、工事の中止や原状回復命令がなされる場合や、罰則の適用もありません。
自分の農地でも転用する場合は、農地法に基づく許可が必要で、他人名義の農地を買う、あるいは借りるなどして転用する場合も許可が必要です。
なお、転用しようとしている農地が農業振興地域内の農用地区域に指定されている場合は、転用許可申請を行う前に、農用地区域からの除外手続きが必要となりますので、事前に農林課(☎②0223)にお問い合わせください。
▼農地転用許可申請の締め切り日：毎月20日(閉庁日の場合は翌開庁日)
☎ 農林課(☎②0223)、各地域局地域振興課

事前に申請が必要！
農地転用には許可が必要

建設共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。
この制度は、事業主が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。
▼加入できる事業主：建設業を営む人
▼対象となる労働者：建設業の現場で働く人
▼掛金：月額310円
★特長
◎国の制度なので安全、確実に申し込み手続きは簡単です。
◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
◎掛金の一部を国が助成します。
◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
※ホームページ「建退共」に、制度説明などの情報が記載されていますのでご覧ください。



建設業退職金共済制度
知っていますか？
建設共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。
この制度は、事業主が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。
▼加入できる事業主：建設業を営む人
▼対象となる労働者：建設業の現場で働く人
▼掛金：月額310円
★特長
◎国の制度なので安全、確実に申し込み手続きは簡単です。
◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
◎掛金の一部を国が助成します。
◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
※ホームページ「建退共」に、制度説明などの情報が記載されていますのでご覧ください。

子育て支援企業を支援します
育児休業取得奨励金

市は、子育てを支援する企業を支援しています。育児休業、退職者の再雇用、啓発セミナー等で要件に該当すれば奨励金制度がありますので、企業の皆さまには、積極的な子育て支援の取り組みをお願いします。
▼株式会社山陽オカムラ(岡之町)から、高梁市パパ・ママ子育て支援企業奨励金の申請があり、「女性の育児休業取得奨励金」の交付が決定しましたのでお知らせします。

みなで創ろう職場の安全・安心
岡山県労働災害撲滅運動
岡山労働局は、労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、毎月1日を事業場全員参加による「安全点検の日」と定め、それぞれの事業場に合わせた安全点検活動の実施を提唱し、労働災害防止意識を高めるとともに、安全な作業環境整備の推進を図ることとしています。
皆さんの事業場においても全員が参加し、毎月1日に点検を行うなど、労働災害防止の徹底を図ってください。

子育て支援センター(☎②2450) 子ども課(☎②0288)
建設業退職金共済制度
建設共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。
この制度は、事業主が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。
▼加入できる事業主：建設業を営む人
▼対象となる労働者：建設業の現場で働く人
▼掛金：月額310円
★特長
◎国の制度なので安全、確実に申し込み手続きは簡単です。
◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
◎掛金の一部を国が助成します。
◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
※ホームページ「建退共」に、制度説明などの情報が記載されていますのでご覧ください。

就学前の子どもたちと保護者の交流の場
遊びにおいでよ! ゆう・ゆうひろば
場所 子育て支援センター(順正高等看護福祉専門学校2号棟)
サロン 毎週月～金曜日(祝日除く) 午前10時～午後4時
夏休み中(7月18日(水)～8月31日(金))は、次のとおり年齢別利用日を設定します。
毎週水曜日…3歳以上就学前までの児童およびその兄妹
毎週木曜日…2歳以下の児童

7・8月納期限(口座振替日)のお知らせ
税務課(☎②0215) 後期高齢者医療保険料は保険課(☎②0258)
〈予告〉8月の納期
○市民税・県民税 } 普通徴収(2期)
○国民健康保険税 }
○介護保険料 }
○後期高齢者医療保険料 }
※納期限/口座振替日=8/31(金)
【お願い】口座振替を登録されている人は、振替日前に預金残高の確認をお願いします。

税目	期	納期限(口座振替日)
固定資産税・都市計画税	2期	7/31(火)
国民健康保険税	1期(全期)	
介護保険料		
後期高齢者医療保険料		

ご家庭のみなさま、夏の節電にご協力ください。
環境課(☎②0259)
今年の夏は、西日本において電力不足が予想されています。政府、各電力会社は、電力の確保に努力していますが、生活に支障のない範囲で節電にご協力をお願いします。

節電メニュー	節電効果
エアコン	室温を28℃にする。(+2℃の場合) 10% “すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。 10% 無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。 50%
冷蔵庫	設定温度を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。(食品の傷みにご注意ください。) 2%
照明	日中は不要な照明を消す。 5%
テレビ	省エネモードに設定する。画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。 2%
温水洗浄便器	温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。 1%未満 上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。 2%
待機電力	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。 2%

その他にも、消費電力が大きい電気製品は、特に日中(午後1時から4時)を避けて使用していただくなど、ご協力をお願いします。

アイロン	電気ポット	電子レンジ	ホットプレート	ドライヤー
トースター	IHクッキングヒーター	食器洗い機	浴室乾燥機	掃除機、乾燥機

国民年金保険料免除等の申請について
市民課(☎②0252) 日本年金機構高梁年金事務所(☎②0288)
経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。
保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態でも万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
免除等の手続きは、住民登録をしている年金事務所か市役所の国民年金担当窓口で申請してください。
平成24年度の受付は7月1日から平成25年6月末迄です。また、申請は原則として毎年度必要です。
なお、平成23年度分の申請をされる場合は、7月末までをお願いします。

地方税法において16歳未満の扶養親族の扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養親族控除が廃止されました。しかし、国民年金制度においては「国民年金保険料の免除基準」「障害基礎年金等の所得制限額」について影響が出ないよう16歳未満の扶養親族および16歳以上19歳未満の扶養親族についてこれまでと同じように基準額に計上することになりました。

	税制改正	免除基準
16歳未満	・扶養控除廃止 0円	扶養控除 38万円
16歳～23歳未満	・16歳～19歳未満(特例廃止) 63万円→38万円 ・19歳～23歳未満 63万円のまま	特定扶養控除 63万円